

第2次あきる野市行政改革推進プラン(改訂版)進捗状況一覧

【改革の重点項目】

1 アウトソーシングの検討・推進

取組の概要・担当課	取組の概要	実施年度	平成25年度の実施内容	平成26年度の実施計画
取組1 民間委託等の推進 担当課 企画政策課	指定管理者制度の導入や民間事業者への業務委託の取組を進め、経費の削減を図るとともに民間事業者のノウハウを活用することにより、市民サービスの向上を目指します。 なお、適正な業務の実施や施設の管理運営を確保するため、定期的にモニタリング(点検・評価)を実施するとともに、必要に応じて助言や改善指導等を行います。	平成25年度 平成26年度 推進	平成26年3月31日で指定管理期間が終了する秋川ファーマーズセンター、秋川橋河川公園、リバーサイドパークの谷、秋川ふれあいランド、秋川ふれあいセンター、あきる野ルピア及び五日市ファインプラザについて、平成26年4月1日からの指定管理者の指定手続きを行った。また、指定管理者制度を導入している施設については、モニタリングを実施し、結果をホームページに公開した。 民間委託の取組として、中央図書館増戸分室の窓口業務を平成25年4月1日から、市民課窓口業務の一部を平成25年7月1日から民間事業者へ委託し、地域包括支援センター及び保険年金課国保係のレセプト業務を平成26年4月1日から民間委託するための手続きを行った。	平成27年3月31日で指定管理期間が終了する秋川溪谷瀬音の湯及び市民プールの指定管理の指定手続きを行うとともに、中央図書館増戸分室の業務委託の評価を踏まえ、東部図書館エル及び五日市図書館の民間委託(指定管理者制度の導入又は一部業務委託)について、検討する。
1-1 指定管理者制度の導入				
取組2 秋川体育館の管理運営主体の検討 担当課 生涯学習スポーツ課	秋川体育館と中央公民館は、指定管理者制度の導入により、経費の削減を図るとともに民間事業者のノウハウを活用して、市民サービスの向上を図ります。 なお、中央公民館は、施設・設備の維持管理業務と窓口業務のみ指定管理とし、寿大学や講座等の事業は、引き続き、公民館担当が行います。	平成25年度 導入	平成25年4月1日から指定管理者制度を導入した。 9月から休館日を第1・3火曜日とし、開館日数を増やすとともに、第2トレーニング室のトレーニングマシンの入れ替えや自主事業の実施などにより、市民サービスの向上に努めた。	自主事業の展開や新たなプログラムの実施により、市民サービスの向上を図る。
取組3 秋川キララホールの管理運営方法の検討 担当課 生涯学習スポーツ課	秋川キララホールは、指定管理者制度の導入により、経費の削減を図るとともに民間事業者のノウハウを活用して、市民サービスの向上を図ります。	平成25年度 導入	平成25年4月1日から指定管理者制度を導入した。 あきる野市吹奏楽団(キララバンド)への活動支援や市民参画事業として、22名の協力員が事業における運営協力や宣伝活動を行った。また、市民合唱団「キララ合唱団」を創設するなど、市民の手による地域の文化及び芸術の振興に取り組んだ。 秋川キララホール「友の会」を発足し、優先予約や優待価格による購入等を実現させることで利便性の向上に努めた。 催事等の準備・開催に必要な手配・手続きを行うワンストップサービスを導入し、利用しやすい環境を整えた。	あきる野市吹奏楽団(キララバンド)への活動支援や協力員、キララ合唱団の活動による市民参画事業を行うとともに、第三者の立場から施設運営のアドバイスをいただくため、「秋川キララホール運営協議会」を発足する。 秋川キララホール「友の会」については、ホームページやチラシによる周知、特典の見直しなどにより、会員増加に取り組む。
1-2 民間事業者への業務委託				
取組4 市民課窓口業務の委託 担当課 市民課	市民課窓口での各種証明書(住民票や印鑑証明等)の申請受付、交付業務、住民異動届出の入力業務等の民間委託の取組を進め、経費の削減や市民サービスの向上を図ります。	平成25年度 実施	平成25年7月1日から住民票の写し等証明書の受付や発行、住民異動受付業務など一部の窓口業務を民間事業者へ委託した。契約については、平成25年7月1日から平成27年9月30日までとした。	個人情報等を数多く取り扱う部署のため、定期的にモニタリングを行うとともに、職員の専門性が低下しないように努め、民間事業者に対する指導力の向上を図る。
取組5 地域包括支援センターの委託 担当課 高齢者支援課	多様な市民ニーズを的確に把握し、時代の変化に柔軟に対応した行政運営を進めていくため、市民意識調査の調査項目の見直しを行いながら、行政運営に積極的に活用を図っていく。	平成25年度 検討	民間委託している五日市はつらつセンターでの実績や経費の削減効果を検証し、秋川地区の地域包括支援センター(高齢者はつらつセンター)を平成26年4月1日から民間委託することとした。そのため、1月にプロポーザルによる事業者選定、2月に委託の手続きを行った。	地域包括支援センターの果たすべき役割等の重要性に鑑み、実施機関による業務内容の偏りなどが生じないようにするため、定期的に連絡会等を開催し、事業運営に対するチェック及び指導を行う。

第2次あきる野市行政改革推進プラン(改訂版)進捗状況一覧

取組の概要・担当課	取組の概要	実施年度	平成25年度の実施内容	平成26年度の実施計画
取組6 下水道業務の委託 担当課 管理課	公共下水道維持管理業務については、業種ごとに委託可能な業務から委託していきます。 また、公共下水道污水管きよ整備事業についても業務委託していきます。	平成25年度 検討・実施	下水道施設維持管理業務及び污水管きよ布設業務を民間事業者 ¹ に委託した。 〔委託した下水道施設維持管理業務〕 修繕、下水道台帳システム整備、マンホールポンプ保守点検、管路施設清掃、管路施設調査、既設管等補修工事 〔委託した污水管きよ布設業務〕 地質・構造物調査、実施設計及び污水管布設工事	事業の早期完成を目指し、業務の追加委託及び事業改善について検討する。
取組7 図書館の管理運営方法等の検討 担当課 図書館	東部図書館エル及び五日市図書館は、中央図書館増戸分室の業務委託における実績を検証し、指定管理者制度の導入について検討します。 また、中央図書館は、人員の配置や業務内容、経費の削減効果を検証し、施設・設備の維持管理業務の委託について、検討します。	増戸分室 平成25年度 実施 平成25年度 検討 平成26年度 準備	平成25年4月からカウンター業務等を民間事業者 ¹ に委託した増戸分室は、貸出冊数・利用者数ともに増加したが、五日市図書館が改修工事により休館や仮設運営をしたため、業務委託による効果であるかは検証できていない。このことから、 増戸分室の業務委託の実績評価と東部図書館エル及び五日市図書館の指定管理者制度の導入の検討 については、平成26年度に行うこととした。	増戸分室の業務委託における実績を検証するとともに、指定管理者制度を導入している他市の状況を調査・検証し、東部図書館エル及び五日市図書館の管理運営方法について検討する。また、業務内容等の経費を積算し、削減効果を検証するとともに、図書館協議会や地域への説明などにより、市民の意見を伺い、望ましい図書館の運営方針を決定する。
2 施設の改修計画				
取組8 施設の総合的管理の実施 担当課 施設営繕課	老朽化する社会資本については、厳しい財政状況が続く中にあっても、適正な管理を行い、市民が安全で安心して利用できるように維持管理する必要があるため、資産管理の適正化と併せて、効率的・計画的な施設の更新についての計画を策定し、建物等の長寿命化や予算の平準化、財政負担の軽減を図ります。	平成25年度 調査・計画 策定 平成26年度 台帳更新	市有建築物保全計画の基となる公共施設台帳整備の取組として、施設概要や図面等を電子データ化し、庁内サーバ上に市有建築物情報システムを構築した。また、保全計画の一つとして、施設LCC(ライフサイクルコスト)概算シュミレーションを行った。	市有建築物情報システムの搭載データの精度の向上を図るとともに、更新作業を行う。
3 人材育成の取組の推進				
取組9 人材育成基本方針の推進 担当課 職員課	地方分権の進展に伴い、職員の政策形成能力や法制執務能力の向上が求められており、少数精鋭主義による質の高い行政サービスを実現するため、人材育成基本方針に基づき、所属長による人材育成推進計画の実施等、職員を育成するための取組を推進します。 また、女性の視点を生かした市政運営を推進するため、女性職員に対して、意識啓発やスキルアップに向けた研修を実施し育成を図るとともに、管理職登用を推進します。	平成25年度 平成26年度 取組の推進	所属長による人材育成推進計画事業を実施し、職員の能力・適性等に応じた適切な指導により、人材育成を図った。また、研修では、説明能力向上研修や文書作成研修などの「実務研修」のほか、コーチング研修、ブラッシュアップ女性職員研修、キャリアデザイン研修などの「特別研修」や「職場研修」「自己啓発研修」「派遣研修」などにより、職員の業務遂行能力の向上、活気に満ちた職場にするための職員の意識改革、職場の学習的風土づくり、女性の視点を生かした質の高い行政サービスを実現するための意識啓発に取り組んだ。	行政力の向上を図るため、政策形成能力の向上や専門能力の開発等、職員に求められるスキルを向上させる研修を実施するとともに、女性管理職登用を推進するための意識啓発研修を実施する。
4 コンプライアンスの徹底				
取組10 コンプライアンスの徹底 担当課 職員課	コンプライアンスを法令遵守として捉えるだけでなく、社会的規範や組織倫理を含めた市民や社会からの信頼を高める取組とし、服務規律の確保、公務員倫理の徹底、不祥事防止等庁内のコンプライアンスの向上を着実に推進していくため、組織的なコンプライアンスの取組を推進します。	平成25年度 平成26年度 実施	4月を「コンプライアンス強化月間」と定め、法令遵守に対する意識の向上を図るとともに、金銭等に係る適正な管理を徹底し、不祥事防止に努めた。また、新入職員に対し、全体の奉仕者として法令を遵守し、市民から信頼される職員となるよう、公務員倫理の研修を実施した。	「コンプライアンス強化月間」を定め、法令遵守に対する意識の向上を図るとともに、金銭等に係る適正な管理を徹底し、不祥事防止に努める。また、新入職員に対して、公務員倫理の研修を実施する。